

# 目次

## 第一章 総則

第一条 目的	3
第二条 定義	6
第二条の二 農地について権利を有する者の責務	27

## 第二章 権利移動及び転用の制限等

第三条 農地又は採草放牧地の権利移動の制限	30
第三条の二 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等	88
第三条の三 農地又は採草放牧地についての権利取得の届出	93
第四条 農地の転用の制限	95
第五条 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限	179
第六条 農地所有適格法人の報告等	191
第六条の二 農地所有適格法人以外の者の報告等	198
第七条 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における買収	200
第八条 農業委員会の関係書類の送付	207

第九条	買取令書の交付及び縦覧	209
第十条	対価	211
第十一条	効果	214
第十二条	附帯施設の買取	216
第十三条	登記の特例	219
第十四条	立入調査	223
第十五条	承継人に対する効力	225
<b>第三章 利用関係の調整等</b>		
第十六条	農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力	227
第十七条	農地又は採草放牧地の賃貸借の更新	229
第十八条	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限	231
第十九条	削除	242
第二十条	借賃等の増額又は減額の請求権	242
第二十一条	契約の文書化	246
第二十二条	強制競売及び競売の特例	250
第二十三条	公売の特例	254
第二十四条	農業委員会への通知	256
第二十五条	農業委員会による和解の仲介	257

第二十六条	小作主事の意見聴取	262
第二十七条	仲介委員の任務	263
第二十八条	都道府県知事による和解の仲介	264
第二十九条	政令への委任	265
<b>第四章 遊休農地に関する措置</b>		
第三十条	利用状況調査	269
第三十一条	農業委員会に対する申出	272
第三十二条	利用意向調査	274
第三十三条		281
第三十四条	農地の利用関係の調整	284
第三十五条	農地中間管理機構による協議の申入れ	284
第三十六条	農地中間管理権の取得に関する協議の勧告	285
第三十七条	裁定の申請	289
第三十八条	意見書の提出	290
第三十九条	裁定	292
第四十条	裁定の効果等	295
第四十一条	所有者等を確認することができない場合における農地の利用	298
第四十二条	措置命令	303

## 第五章 雑則

第四十三條 農作物栽培高度化施設に関する特例	311
第四十四條	311
第四十五條 買取した土地、立木等の管理	332
第四十六條 売払い	335
第四十七條	343
第四十八條 公簿の閲覧等	348
第四十九條 立入調査	357
第五十條 報告	360
第五十一條 違反転用に対する処分	361
第五十一條の二 農地に関する情報の利用等	378
第五十二條 情報の提供等	379
第五十二條の二 農地台帳の作成	381
第五十二條の三 農地台帳及び農地に関する地図の公表	384
第五十二條の四 違反転用に対する措置の要請	385
第五十三條 不服申立て	386
第五十四條 削除	391
第五十五條 対価等の額の増減の訴え	391
第五十六條 土地の面積	394

第五十七条	換地予定地に相当する従前の土地の指定	394
第五十八条	指示及び代行	396
第五十九条	是正の要求の方式	397
第五十九条の二	大都市の特例	403
第六十条	農業委員会に関する特例	405
第六十一条	特別区等の特例	406
第六十二条	権限の委任	407
第六十三条	事務の区分	408
第六十三条の二	運用上の配慮	418
<b>第六章 罰則</b>		419
第六十四条		421
第六十五条		422
第六十六条		423
第六十七条		423
第六十八条		424
第六十九条		425

## 附則(抄) .....

施行期日 .....

農林水産大臣に対する協議 .....

附則〔平成二十一年六月二十四日法律第五十七号〕(抄) .....

附則〔平成二十三年八月三十日法律第一百五号〕(抄) .....

附則〔平成二十五年一月二三日法律第二百二号〕(抄) .....

附則〔平成二十六年六月一三日法律第六十九号〕 .....

附則〔平成二十七年六月二六日法律第五十号〕(抄) .....

附則〔平成二十七年九月四日法律第六十三号〕(抄) .....

附則〔平成二十九年六月二日法律第四十五号〕 .....

附則〔平成二十九年六月二日法律第四十八号〕(抄) .....

附則〔平成三〇年五月一八日法律第二十三号〕(抄) .....

附則〔令和元年五月二四日法律第十二号〕(抄) .....

附則〔令和四年五月二七日法律第五十六号〕(抄) .....

## 農地制度の変遷 .....

I 戦前の農地制度 .....

II 戦時の農地制度 .....

III 戦後の農地制度	440
参考	451
農地法施行令	452
農地法施行規則	471

## 農地法

(昭和二十七年法律第二百二十九号)

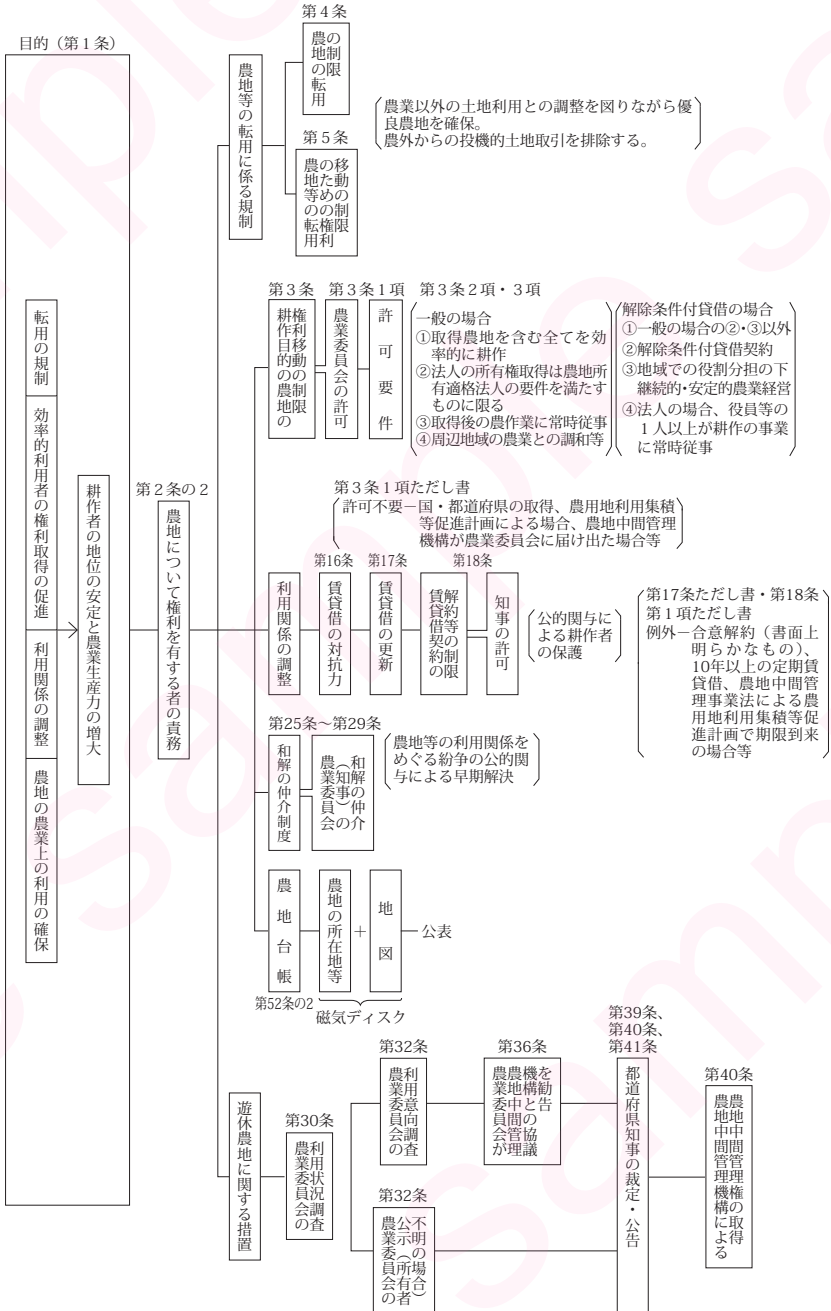
最終改正令和四年五月二十七日令和四年法律第五十六号

農地は、例えば工場の敷地等とは異なり、それ自身が生産力を持つものであり、農業における重要な生産基盤であるとともに国民のための限られた資源であり、かつ、地域の貴重な資源でもある。特に、我が国のように、国土が狭く、かつ、その三分の二は森林が占めるといふ自然条件の中で、食料の安定的な供給を図るためには、優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要がある。

このような観点から、農地法は、耕作者の地位の安定と国内農業生産の増大を図ることを目的として、次のような仕組みをとっている。



## 農地法の仕組み



## 第一章 総 則

本章では、第一条でまず農地法の目的を規定している。目的では、これまで「農地はその耕作者みずから所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、……」としていたものを、平成二十一年に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、……」に改正している。

次に、第二条で農地法で用いる「農地」、「採草放牧地」、「世帯員等」（住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族）及び法人で所有権又は賃借権等の使用及び収益を目的とする権利の取得が認められる「農地所有適格法人」について『定義』している。

また、第二条の二で『農地の権利を有する者の責務』として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するよう規定している。

### (目的)

**第一条** この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、か